

第10章 自然保護

第1節 自然保護の概要

昭和47年に「自然環境保全法」が制定され、これを基として、自然環境保全の確立を図る法令及び行政機関の整備が進められました。人間生活と調和のとれた自然の保護・創出を図るため、(1)自然環境の保全、(2)鳥獣保護及び狩猟の適正化、(3)自然公園の保護管理及び施設整備に関する事業等を行っています。

第2節 自然環境の保全

本県は亜熱帯海洋性気候のもと数多くの島々から成っています。沿岸海域に発達した広大なサンゴ礁、陸域の風衝性の景観に象徴されるように、本県の自然環境の大きな特質はその海洋性にあります。また、琉球列島の島々がかなり古い時代に隔離したこと、位置的に南方系生物、自然が分布するほぼ北限にあたることから、多数の固有種、固有亜種を含む貴重な動植物が生息・生育し、島々や地域の自然条件に応じた多様な自然がみられることも特徴とされています。県民の文化と生活はこのような自然環境のもとで築きあげられたものですが、他方、こうした島しょ性の多様な自然は人間活動の影響を受け易く、特に近年の社会構造の急激な変化により大きな圧迫を受けて、衰退・単調化の途をたどっています。

県では、無秩序な自然破壊を防止するため、健康で快適な生活環境は地域の特性に応じた多様な自然環境を基盤として創出、維持されるものであるとの認識のもとに、昭和48年に「沖縄県自然環境保全条例」を制定し、昭和50年に「沖縄県自然環境保全基本方針」を定め、自然環境保全の方向づけと制度の整備を行いました。

1 自然環境保全地域

(1) 沖縄県自然環境保全地域

本県のすぐれた自然を有する地域のうち、自然的・社会的条件からみて、特に保全が必要とされる地域を適正に保全していくため、沖縄県自然環境保全条例第17条の規定に基づき、「自然環境保全地域」等として指定するもので、現在、表10-1、図10-1等に示す11地域約951haを指定しています。

(2) 国指定の自然環境保全地域

自然環境保全法第22条に基づき、環境庁が指定する「自然環境保全地域」として、竹宮町西表島の崎山湾が指定されています。(昭和58年6月28日)。

この海域は、アザミサンゴの巨大な群体をはじめ海域生物相が豊かで自然性が高く、わが国では唯一の「海中特別地区」となっています。(表10-2、図10-1)。

2 自然環境の保全に関する調査等

(1) 自然環境保全基礎調査

国は、昭和48年度から「自然環境保全法第4条」に基づき自然環境保全基礎調査を実施してまいま
す。一般に「緑の国勢調査」と呼ばれるこの調査は、わが国の自然環境の現況と動向を把握し環境保全
の基礎資料に資するため、概ね5年を一区切りとして地形、地質、植生及び野生生物に関する調査等
を実施するものです。平成15年度は種の多様性調査（哺乳類調査）を実施しました。

自然環境保全基礎調査一覧

	年 度	調 査 内 容 等
第1回	S.48	現存植生と植生自然度
第2回	53~54	現存植生（沖縄島北部地域、八重山諸島）
		特定植物群落（県下101の貴重な又は代表的な群落）
		動物分布調査 （哺乳類：シカ・イノシシ、淡水魚：タナゴモドキ、昆虫類、両生類、爬虫類分布）
第3回	58	現存植生調査（沖縄島中南部地域・久米島・慶良間列島・南北大東島）
	59	現存植生調査（宮古島・伊良部島・多良間島） 特定植物群落調査（追加調査35ヶ所） 海域生物環境調査
	60	現存植生調査（硫黄島島・粟国島）
		特定植物群落調査（第2回調査で調査した全群落のフォロー調査） 海域生物環境調査
	61	現存植生調査（魚釣島） 特定植物群落調査（追加調査29ヶ所、生育状況調査8ヶ所）
	62	自然景観資源調査（沖縄県全域）
第4回	63	巨樹・巨木林調査（沖縄全域）
	H.元	藻場・干潟調査（沖縄全域）
	2	サンゴ礁調査（沖縄島）
	3	サンゴ礁調査（八重山諸島）
		湖沼調査（南大東島：大池） 生態系総合モニタリング調査（恩納村、名護市）
	4	サンゴ礁調査（宮古諸島及び沖縄島周辺離島）
		河川調査（西表島：仲間川・仲良川） 植生調査（植生図修正補完調査） 生態系総合モニタリング調査（詳細調査）
湿地調査（沖縄県全域） 動植物分布調査（沖縄県全域）		
第5回	5	種の多様性調査（八重山地域）
	6	種の多様性調査（宮古地域）
	8	種の多様性調査（沖縄島北部地域） 生態系総合モニタリング調査
		海辺調査
	9	種の多様性調査（本島中南部）：動植物の分布調査
		生態系総合モニタリング調査：経年変化状況調査
植生調査：第4回調査の追跡調査 特定植物群落調査：第3回調査の追跡調査		
10	種の多様性調査（伊平屋、伊是名、伊江、慶良間、久米島）	
	特定植物群落調査：第3回調査の追跡調査	
	河川調査：第4回調査の追跡調査	
第6回	11	種の多様性調査（国頭村、沖縄島周辺諸島） 海棲動物調査（ウミガメ生息調査）（沖縄県全域）
	12	種の多様性調査（沖縄全域）
		哺乳類分布調査（シカ、イノシシ、マンゲース）（沖縄県全域）
	13	種の多様性調査（沖縄全域）
		哺乳類分布調査（シカ、イノシシ、マンゲース）（沖縄県全域）
	14	種の多様性調査
哺乳類分布調査（シカ、イノシシ、マンゲース補完調査）（沖縄県全域）		
15	種の多様性調査	
	哺乳類分布調査（シカ、イノシシ、マンゲース補完調査）（沖縄県全域）	

(2) その他の自然環境保全関係調査

県土及びその自然環境の保全と適正な利用に資するため、必要に応じ各種の調査を実施しています。

特に、本県の自然環境を特徴づける地域であるとともに、陸域と海域との接点として重要な機能と独特の生態系を有する沿岸地域を対象とした「潮間帯現況調査」は、県下主要諸島のほぼ全周について、海岸自然の人為的変革・攪乱状況と生物の生息分布などを調査したものです。

昭和49年度から5カ年にわたって実施され、貴重な資料として環境アセスメントその他多くの面から利用されています。

また、昭和60年度から5カ年にわたって12年ぶりの潮間帯調査を実施しました。初年度の60年度は沖縄島、61年度は石垣島、62年度は宮古島、63年度は久米島・慶良間列島・久高島、平成元年度に西表島の潮間帯調査が実施され、平成2年度には、前回の調査結果を比較・検討し「沖縄の潮間帯の人為的変革と攪乱」としてまとめました。

さらに、平成5年度から平成8年度にかけて「サンゴ礁生態系保全調査」を実施しました。

(3) 自然環境の保全に関する指針の策定

県内を4つの地域に分け、各地域の自然環境の現況と特性を把握したうえで評価を行い、自然環境の保全のあり方を明らかにすることを目的として「自然環境の保全に関する指針」の策定を進め、「沖縄島編」及び「八重山編」（平成9年度）、「宮古・久米島編」（平成10年度）、「沖縄島周辺諸島及び大東諸島編」（平成11年度）を策定しました。

3 自然環境保全思想の普及啓発

自然環境の保全思想を普及し、これを広く県民に定着させていくためには、地域社会や学校などにおける環境教育を積極的に推進する必要があります。

県は、環境省が主唱する「自然に親しむ運動(7月21日～8月30日)」期間中に海や山の自然観察会を実施するなど、県民に対する自然保護思想の普及啓発を図っています。

自然観察会

年度	期日	場 所	行 事 内 容	参加人数
平成8年度	7月14日	山の自然観察会 石川市石川岳	森林における動植物の観察	49人
	8月4日	海の自然観察会 糸満市大度海岸	海岸における動植物の観察	61人
平成9年度	7月21日	海の自然観察会 糸満市犬度海岸	海岸における動植物の観察	141人
	8月9日	山の自然観察会 那覇市末吉公園	森林における動植物の観察	132人
平成10年度	7月26日	山の自然観察会 名護市名護岳	森林における動植物の観察	56人
	8月9日	海の自然観察会 糸満市大度海岸	海岸における動植物の観察	59人
平成11年度		中止		
平成12年度	3月11日	海の自然観察会 宜野湾市トロピカルビーチ	海岸における動植物の観察	47人
平成13年度	8月5日	山の自然観察会 石川市石川岳	森林における動植物の観察	74人
平成14年度	7月27日	海の自然観察会 糸満市大度海岸	海岸における動植物の観察	83人
平成15年度	7月27日	海の自然観察会 糸満市大度海岸	海岸における動植物の観察	89人

平成11年度の自然観察会は、台風の影響により中止した。

表 10-1 沖縄県自然環境保全地域

(平成16年3月31日現在)

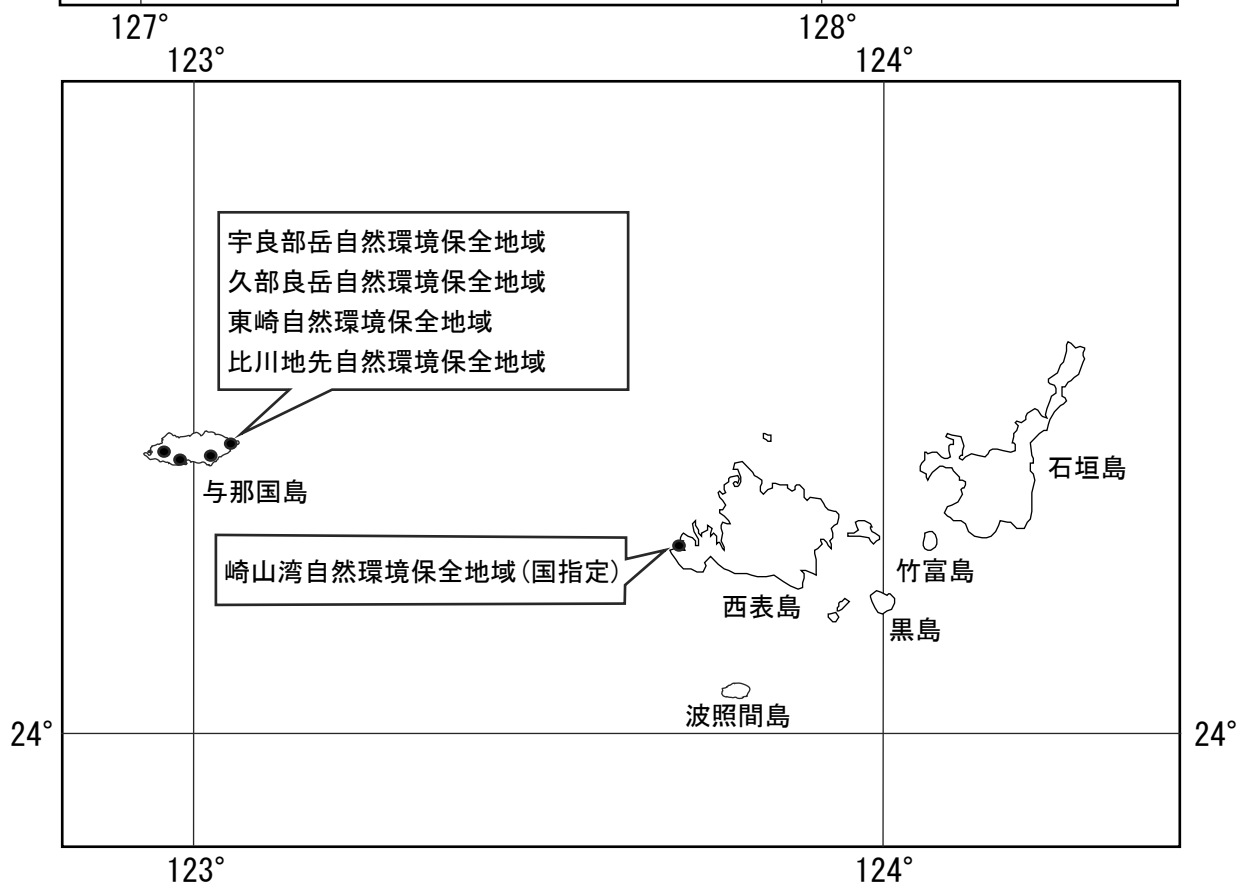
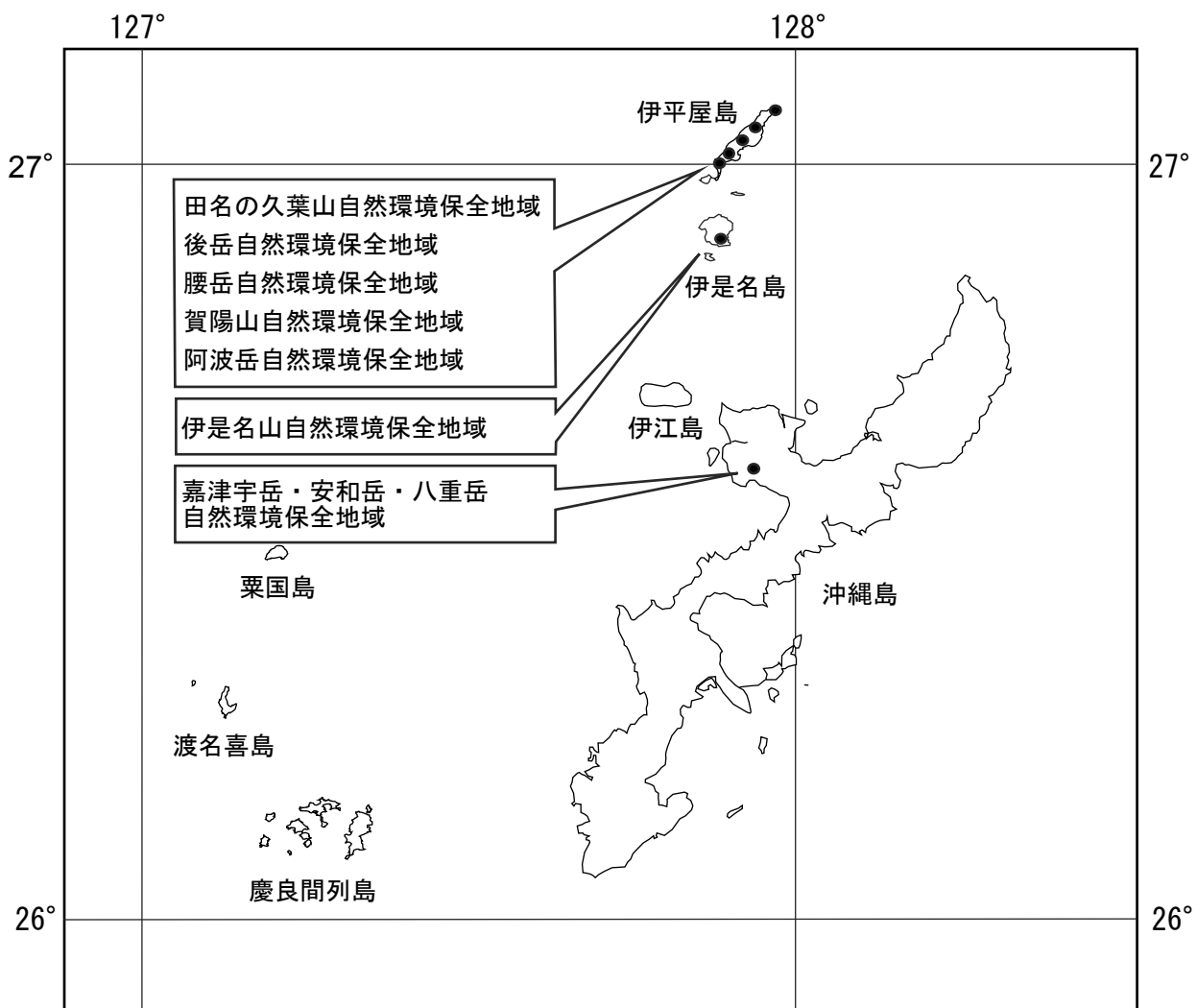
地域名	位置	面積(ヘクタール)			自然環境の特性	指定年月日
		特別地域	普通地域	計		
久部良岳自然環境保全地域	与那国町	13.21	117.04	130.25	ピロウ林がよく発達し、与那国島固有の群落である。また、与那国の動物の主要生息地である。	昭和55年 10月6日
宇良部岳自然環境保全地域		46.98	168.27	215.25	山頂部にはウラジロガシの優占する林分があり、山頂部から南側傾斜面にかけてはイタジイ林が発達し、サンニヌ台から新川鼻にかけては、地形、地質、植生の上から極めて複雑な様相を呈している。	"
東崎自然環境保全地域		—	43.57	43.57	隆起サンゴ礁に発達するコウライシパーソナレムグラ群集及び未風化の砂岩の平坦地によく発達するコウライシパーシマニシキソウ群集がみられる。	"
比川地先自然環境保全地域		2.30	—	2.30	この地域は標高1mにあり、大潮時には一部冠水する凹凸のはげしい隆起サンゴ礁からなりたっている。常時海風をうけるミズガンビ群集は、風圧を直接うけているため、樹冠はかり込まれたような奇観を呈している。	"
田名の久葉山自然環境保全地域	伊平屋村	13.06	16.00	29.06	北側斜面には風衝植生が発達し、南側斜面はピロウの単純林で占められ、特異の景観を呈している。	"
後岳自然環境保全地域		—	109.91	109.91	伊平屋島の山は、北から久葉山、タンナ山、後岳、アサ岳、腰岳、賀陽山、阿波岳と連なっており、山麓部から中腹にかけて、尾根部や稜線に沿ってリュウキュウマツが優占している。これらの山々は一体となって島を保全する上で重要な役割をはたしている。	
腰岳自然環境保全地域		6.84	56.43	63.27		
賀陽山自然環境保全地域		—	94.46	94.46		
阿波岳自然環境保全地域		—	53.16	53.16		
伊是名山自然環境保全地域	伊是名村	4.15	49.25	53.40	リュウキュウマツの純林、ウバメガシの純林が発達している。	"
嘉津宇岳・安和岳・八重岳自然環境保全地域	名護市	68.07	88.09	156.16	イスノキの優占する天然林、ヒナカンアオイ、カツウダケカンアオイ等の固有種がみられる。	平成元年 3月3日
合計		154.61	796.18	950.79		

表 10-2 沖縄県自然環境保全地域(国指定)

(平成16年3月31日現在)

地域名	位置	面積(ヘクタール)			自然環境の特性	指定年月日
		特別地域	普通地域	計		
崎山湾自然環境保全地域	竹富町	128	-	128	本地域は海生生物、特にサンゴ類の生育に極めて有利な自然環境を有しており、イシサンゴ類やウミトサカ類等からなるサンゴ礁がよく発達している。	昭和58年 6月28日

図10-1 自然環境保全地域位置図



4 エコツーリズムの推進

(1) 取り組みの目的

適正で持続可能なエコツーリズムの推進のためには、環境負荷や環境容量等に留意したシステムの構築は必要不可欠であり、特に保全利用協定の認定には、専門的な知見、事業の推進体制（ワーキンググループ）の確立等が要求され、重点推進地域における調整等が必要になります。以上のことから、エコツーリズム重点推進地域（西表島及びやんばる地域）における実地調査及び国内外先行事例の調査を行い、その調査結果に基づき、「保全利用協定の手引き」の作成、保全利用協定の認定に向けた作業及び拠点施設整備の検討等を行いました。

(2) 取り組みの背景

沖縄県は、暖かい黒潮の影響による「亜熱帯海洋性気候」に育まれた生態系をなし、多くの貴重な固有生物が生息、生育し、その知名度は国内でも非常に高く、平成15年の県内入域観光者数は500万人を突破しました。そんな中、観光者自らが参加する「体験型」のプログラムが大いに注目を集め、自然体験活動やエコツアーなど県内の「自然、文化、伝統」などをテーマにした体験活動が盛んに行われています。昨年度は国連・国際エコツーリズム年として、「エコツーリズム国際大会・沖縄」が開催され、世界24の国や地域からの参加者を始め、多くの県民の関心も集まりました。さらに、平成14年4月に施行された沖縄振興特別措置法では環境保全型自然体験活動の推進が謳われています。

しかし、新規産業として注目が高まると同時に、訓練されていないガイド、活動理念の無い事業者などの問題点が指摘され、自然や文化、伝統資源への配慮の無い自然体験活動、エコツアーが資源の枯渇へつなぐとの懸念が出始めました。

これらの問題、課題に対応するべく沖縄振興特別措置法では、環境保全型自然体験活動の推進と同時に、その活動を実践する際の事業者間のルールである、保全利用協定のシステムの構築およびその普及を開始することになりました。

(3) 取り組み項目

- ア 保全利用協定の手引の作成
- イ やんばる地域における保全利用協定の認定に向けた取り組み
- ウ 西表島地域における保全利用協定の認定に向けた取り組み
- エ エコツーリズム拠点施設の整備の検討

(4) 取り組みの成果

- ア 「保全利用協定の手引き」の作成
- イ 「仲間川地区保全利用協定」の締結

(5) 保全利用協定の概要

保全利用協定とは

保全利用協定とは、「環境保全型自然体験活動を行う場所の適正な保全と利用を行うために、地域住民・関係者からの意見を適切に反映しつつ、事業者間で自主的に策定・締結するルール」のことです。締結・申請された協定が自然環境の保全上適切である場合には、沖縄県知事が認定を行うこととなります。平成14年4月より施行された新「沖縄振興特別措置法」に主要な施策として盛り込まれた、法的な裏づけのある国内初の制度です。

保全利用協定は、「保全」と「利用」双方のバランスをとりながら、次世代に豊かな自然・文化を継承し、同時に観光産業の持続的な発展を図ります。また、地域で活動する事業者の自主的なルール作りを進めることにより、地域に合った具体的で、実効性のある取り組みを目指します。

保全利用協定制度は何のため？

この制度は、フィールドの自然や文化を保全し、その利用に責任が持てる事業者の活動を支援することを目指しています。フィールドの利用と保全を両立させることができる事業者がたくさん現れることで、一般の来訪者へもその意識・行動が波及していくと考えられます。また、体験プログラムに参加しようとする来訪者が協定締結事業者を選定できる仕組みを作ることで、真の意味での“環境保全型自然体験活動”が定着し、広がっていくはずで

保全利用協定における事業者の責任と利益

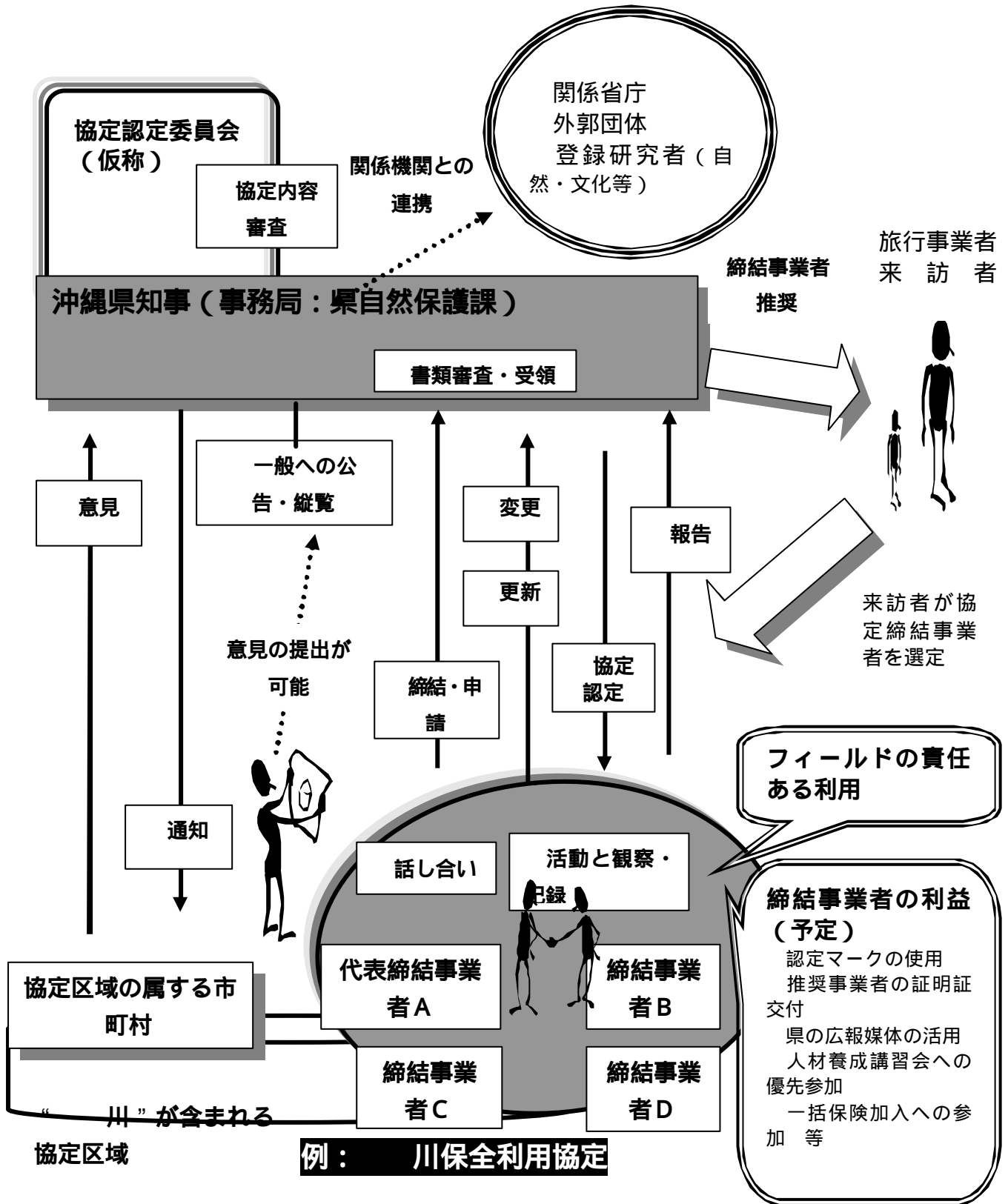
保全利用協定制度は、「保全」と「利用」双方の推進を図ることを目指しています。事業者が協定を守りながら、適正にフィールドを使用し、そして清掃活動やフィールドの観察・記録といった活動を行うことで、はじめて持続的な資源利用が実現します。この意味で、協定締結事業者はフィールド使用に関して、一定の責任を負うこととなります。一方、そのような事業者には責任に見合うだけの利益が供与されることとなります。協定締結事業者のロゴマークの使用に加え、講習会・勉強会への優先参加、県の広報媒体の活用など、様々な活動の支援がなされます。

地域にとっての保全利用協定

保全利用協定は、「事業者間で自主的に策定・締結する」ものですが、同時に協定区域が属する地域の理解・協力が不可欠でもあります。事業者は地元関係者（公民館長や住民等）や、地域で活動する農林漁業者等と資源を利用する旨と保全の具体的な方策について理解・協力を得る必要があるのです。

一方、地域にとって保全利用協定はどのような意味合いをもつのでしょうか。大きなポイントとして、地域資源の利用について住民が事業者の活動に対して意見や希望を伝える仕組みができるということが挙げられます。この制度の中では、地域での話し合いの場や協定の公告・縦覧、地元自治体からの意見聴取等の仕組みが設定されています。

(6) 保全利用協定の認定までの流れ



(7) 仲間川地区保全利用協定の概要

西表島の仲間川をフィールドに活動している5事業者(動力船2事業者、カヌー3事業者)によって平成16年2月に仲間川地区保全利用協定が締結されました。

締結の際には、県や国、地元行政も積極的にに関わり、二度の地域住民との意見交換会の開催、土地所有者からの同意等を踏まえ、地域住民等から理解した上での締結となっています。

2月24日には県に認定の申請がなされ、沖縄振興特別措置法の規定に基づき、広告・縦覧、竹富町長への意見照会を行ったのち、3月末現在、認定基準に沿って審査を行っています。

協定の内容は以下の3項目への配慮等が盛り込まれています。

自然環境への配慮

- ・ マングローブ林保護のため、巡航速度を最高20ノット、徐行区間では5ノット以内に制限する。
- ・ 森林生態系保護区域保存地区での猟、魚釣り、動植物の採取等を禁止する。

安全管理

- ・ 視界、潮流、風雨、障害物等を考慮した速力、ゆとりのある運行時間、エンジン回転数。
- ・ 行程説明等の安全に関するレクチャーを行う。

地域住民の生活・伝統文化への配慮

- ・ イノシシの狩猟期間は仲間川沿いの山には入らない。
- ・ 地域住民との話し合いの場を設け、フィールドの観察記録の報告と意見交換を行う。

5 マングローブの保全

近年、熱帯林の減少は地球の温暖化の問題とも関連して地球規模の環境問題として取り上げられ、その保全・再生造成が急務の課題となってきました。マングローブ林は熱帯林の一部であり、その面積に占める割合は小さいとはいえ、陸と海との両生態系の保全機能を持っており、生態系としては特に重要な役割を果たしています。

本県は、わが国で唯一広大なマングローブ生態系を有する地域であることから、県内のマングローブ林の保全及びその啓発を目的として、平成元年8月に(社)沖縄国際マングローブ協会(OKINAM)が設立され、平成2年8月には世界規模でのマングローブに関する組織である国際マングローブ生態系協会(ISME)を本県に誘致し、平成4年10月に県知事認可の財団法人として設立され、平成15年8月にはNPO法人に移行しました。

県では、両団体への支援を通してマングローブ生態系の保全に努めるとともに、本県の国際・学術交流の拠点形成を推進しています。

6 沖縄県総合緑化基本計画の策定

県土緑化の基本的な考え方を明らかにし、総合的な緑化の体系を策定することにより、行政及び県民が一体となり県民総ぐるみで緑化を推進し、潤いのある緑豊かな県土づくりを推進するため、平成12年4月「沖縄県総合緑化基本計画」を策定しました。

「緑の美ら島」の創生をめざし、貴重な緑の保全、地域特性を生かして緑づくり、やすらぎの緑づくり、ひろがる緑づくりの4つの基本方針に基づき、緑化に関する各施策の展開に当たっては、本県の自然条件を踏まえ、在来樹種による郷土の緑化づくりを基本とし、適地適木の緑化の推進、生態系に配慮した緑づくりの推進を図っています。

第3節 鳥獣保護及び狩猟

野生鳥獣は、自然環境を構成する要素の一つであり、自然環境の豊かさを象徴するバロメータ-ですが、近年、その生息環境が狭められ、減少しつつあります。

野生鳥獣の保護・繁殖を推進するために大正7年に制定された「狩猟法」は、昭和38年に「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」と改称され、さらに「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)」に改められた。県は同法に基づき、鳥獣保護事業を実施するとともに、狩猟の適正化を促進することにより、鳥獣の保護繁殖、有害鳥獣駆除、及び危険防止を図っている。

1 鳥獣生息等調査

(1) 特殊鳥類等生息環境調査

沖縄島北部地域には、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲなどの国内希少野生動物種をはじめとする貴重な野生生物が生息しています。しかしながら、近年、諸々の開発や移入種の侵入等により生息環境が悪化しつつあり、なかには絶滅の危機に瀕している種もあります。

これら貴重な野生鳥獣等の保護対策のための基礎資料を得るため、昭和62年度から、同地域において、専門家による特殊鳥類等生息環境調査(生息分布、営巣木分布、生息密度及び植生調査)を実施してきました。

昭和62年度に与那覇岳周辺、昭和63年に西銘岳周辺、平成元年度に佐手・照首山周辺、平成2年度に伊湯岳・玉辻山周辺、平成3年度に米軍演習地域をそれぞれ調査し、平成4年度には、これまでの調査結果を解析し、沖縄島北部地域における特殊鳥類等の保護のあり方について総括しました。

また、湿地・干潟に生息あるいは飛来する渡り鳥等の生息分布、生息密度、生息環境及び植生等の調査を平成5年度は沖縄島で、平成6年度は宮古諸島で、平成7年度は八重山諸島で、平成8年度は北大東島、南大東島、伊平屋島、久米島で実施しました。平成9年度には湿地編の総括を行いました。

平成10年度及び平成11年度はヤンバルクイナ等貴重野生生物の保護を図るための基礎資料を得るため、本島北部地区において種であるマングースの生息や捕獲方法の調査を実施し、平成12及び13年度はヤンバルクイナの生息状況を調査し、平成14年度は、ヤンバルクイナ同様マングース等外来種の影響が考えられるホントウアカヒゲの生息実態調査を実施しました。そして、平成15年度は外来種で宮古島において繁殖が確認されているクジャクの調査を行いました。

(2) ガンカモ科鳥類の生息調査

ガンカモ科鳥類(ハクチョウ、ガン、カモ)の冬季の生息状況を把握するため、毎年1月中旬に全国一斉調査を実施しています。

平成15年度の県内の調査結果は次のとおりでした。

1. 調査年月日 平成16年1月10日～20日
2. 観察総数 カモ類12種 1003羽
3. 踏査力所数 89力所
4. 調査員数 延27名

(3) キジ放鳥効果調査

昭和50年5月、北大東島に農産物の害虫駆除の目的でキジの120日雛60羽(雄20、雌40)を放鳥しており、その後の放鳥事業に資するため、昭和55年から平成8年までの間に7回の生息状況調査を行っております。その結果、150～450羽の範囲で生息数が推定されています。

2 鳥獣保護区等の設定

(1) 鳥獣保護区は野生鳥獣の積極的な保護増殖を図ることを目的とした地域で、環境大臣が設定する国設鳥獣保護と県知事が設定する県設鳥獣保護区があります。

その現状は表10-3、表10-4のとおりです。

表10-3 国設鳥獣保護区

(平成16年3月31日現在)

種別	名称	所在地	鳥獣保護区				特別保護地区				地図	備考	
			面積(ヘクタール)				期間	面積(ヘクタール)					
			国有地	民有地	水面	計		国有地	民有地	水面			計
集団渡来地	屋我地	名護市 今帰仁村	37	1,115	2,128	3,280	H 8.11.1 H18.10.31			1,001	1,001	H 8.11.1 H18.10.31	注
	漫湖	那覇市 豊見城市		192	58	250	H 9.11.1 H19.10.31			58	58	H 9.11.31 H19.10.31	注
	小計		37	1,307	2,186	3,530	2カ所			1,059	1,059	2カ所	
集団繁殖地	仲の神島	竹富町	18			18	H10.11.1 H30.10.31	18			18	H10.11.1 H30.10.31	注
	小計		18			18	1カ所	18			18	1カ所	
希少鳥獣生息地	与那国	与那国町		187		187	H12.11.1 H22.10.31						注
	西表	竹富町	3,841			3,841	H13.11.1 H23.10.31	2,306			2,306	H13.11.1 H23.10.31	注
	名蔵アルパ	石垣市	0.02	159	986	1,145	H 15.11.1 H35.10.31						注
小計		3,841	346	986	5,173	3カ所	2,306			2,306	1カ所		
合計			3,896	1,653	3,172	8,721	6カ所	2,324		1,059	3,383	4カ所	

備考(注) ハマシギ、シロチドリ、セイタカシギ、キアシシギ等の集団渡来地
 セイタカシギ、ハマシギ、シロチドリ、トウネン等の集団渡来地
 エリグロアジサシ、クロアジサシ等の集団繁殖地
 ヨナクニカラスバト、ヤエヤマシロガシラ等の生息地
 イリオモテヤマネコ、カンムリワシ等の生息地
 サギ類、ムナグロ、ダイゼン、コガモ等の集団渡来地

表 10-4 県設鳥獣保護区

(平成 16 年 3 月 31 日)

種別	名称	所在地	鳥獣保護区				特別保護地区				地図	備考			
			面積 (ヘクタール)				期間	面積 (ヘクタール)					期間		
			国有地	民有地	水面	計		国有地	民有地	水面				計	
森林鳥獣生息地	仲里	久米島町		245		245	H 7.11.15 H27.11.14						⑥		
	北大東	北大東村		1382	8	1390	S59.11.1 H16.10.31		0.4	9.6	10	S59.11.1 H16.10.31			
	南大東	南大東村		2994	80	3074	S59.11.1 H16.10.31			80	80	S59.11.1 H16.10.31			
	大保	大宜味村		50	200	250	S59.11.1 H16.10.31							⑨	
	名護岳	名護市		384		384	H 7.11. 1 H17.10.31		207		207	H 7.11. 1 H17.10.31		⑩	
	恩納	恩納村		517		517	H 7.11.15 H17.11.14							⑪	
	山田	恩納村		186		186	H 7.11.15 H27.11.14							⑫	
	比謝川	嘉手納町		6	2	8	S61. 9.26 H18. 9.25		6	2	8	S61. 9.26 H18. 9.25		⑬	
	安波	国頭村		465		465	H 7.11.15 H17.11.14							⑭	
	具志川	久米島町		269	21	290	H 7.11.15 H27.11.14			9	9	H 7.11.15 H27.11.14		⑮	
小計			6,498	311	6,809	10カ所		213	101	314	5カ所				
集団繁殖地	与那覇湾	平良市 下地町		644	715	1,359	H13.3.31 H33.3.30							⑰	注
	伊良部	伊良部町	2	3,916	933	4,851	H 6.11. 1 H26.10.31							⑱	注
	小計		2	4,560	1,648	6,210	2カ所								
身近な保護区	狩俣・島尻	平良市		125	75	200	H 7.11.15 H27.11.14							⑳	
	末吉	那覇市		18	1	19	S61. 9.26 H18. 9.25		18	1	19	S61. 9.26 H18. 9.25		㉑	
	小計			143	76	219	2カ所		18	1	19	1カ所			
希少鳥獣生息地	屋嘉比島	座間味村		129		129	H 6.11. 1 H26.10.31		129		129	H 6.11. 1 H26.10.31		㉒	
	西銘岳	国頭村	30	54		84	H 7.11. 1 H17.10.31	30			30	H 7.11. 1 H17.10.31		㉓	
	伊部岳	国頭村	224			224	H 7.11. 1 H17.10.31	224			224	H 7.11. 1 H17.10.31		㉔	
	佐手	国頭村	58	100		158	H 7.11. 1 H17.10.31	58			58	H 7.11. 1 H17.10.31		㉕	
	与那覇岳	国頭村		666		666	H 7.11. 1 H17.10.31		23		23	H 7.11. 1 H17.10.31		㉖	
	小計		312	949		1,261	5カ所	312	152		464	5カ所			
合計			314	12,419	2,045	14,778	20カ所	312	383	102	797	11カ所			

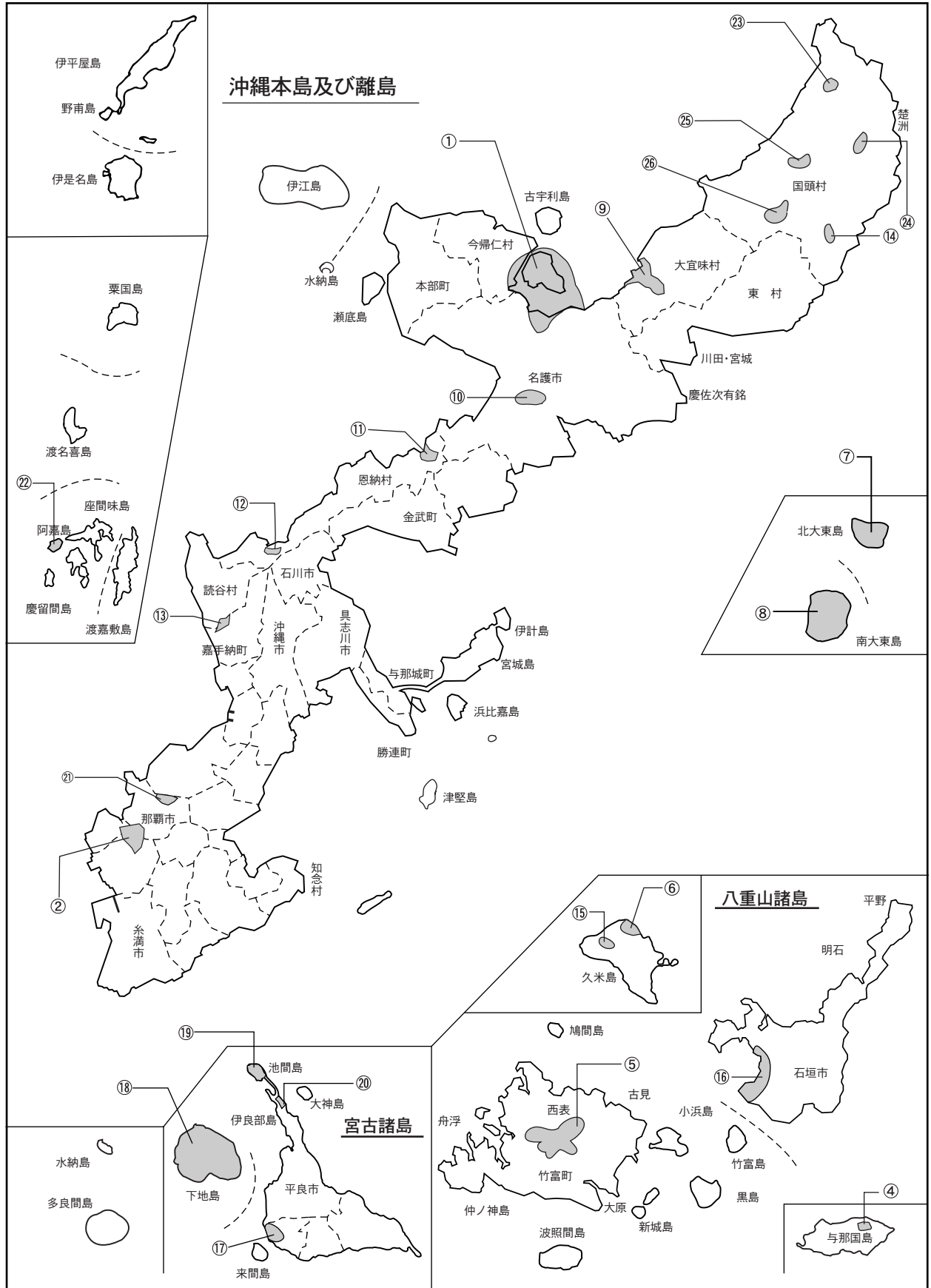
サギ類、ムナグロ、ダイゼン、コガモ等の集団渡来地

サシバ、マガモ、ダイゼン等の集団渡来地

サシバ、カイツブリ、アホウドリ、ヨシゴイ、ミゾゴイ等の集団渡来地

リュウキュウヨシゴイ、バン、カルガモ、アマサギ等の繁殖地

図10-2 鳥獣保護区位置図



漫湖鳥獣保護区特別保護地区が()平成11年5月15日にラムサール条約登録湿地に指定された。

(2) 休猟区

狩猟鳥獣の増加を図るため県知事が3年以内の期間を定め、可猟地域の1/3程度を1カ所当たり1,500ha以上の規模をもって設定するもので、設定状況は表10-5のとおりです。

表 10-5 休猟区の設定状況

(平成16年3月31日現在)

名称	伊平屋	伊江	与那城	与那国	南部東	石垣南	本部北	大宜味	合計
面積(ha)	2,172	2,273	8,101	2,701	6,450	4,480	6,200	4,680	37,057
期限	H17.11.14	H17.11.14	H17.11.14	H17.11.14	H18.11.14	H18.11.14	H19.11.14	H19.11.14	

(3) 銃猟禁止区域

銃猟による危険等を未然に防止するため、または静ひつを保つため必要と認めた場合に、県知事が期間を定めて設定するもので、その状況は表10-6のとおりです。

表 10-6 銃猟禁止区域の設定状況

(平成16年3月31日現在)

名称	面積(ha)	期限
大野山林	1,115	H17.11.14

3 傷病鳥獣の救護事業

野生鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、傷病鳥獣の救護を県内6箇所(名護自然動植物公園株式会社、日本野鳥の会やんばる支部、沖縄こどもの国、宮古野鳥の会、日本野鳥の会八重山支部、沖縄県動物愛護センター)で実施しています。

実績状況は表10-7のとおりです。

表 10-7 傷病鳥獣救護事業実績

(平成16年3月31日現在)

種別 年度別	種	収 受 数 量	放 鳥 獣	死 亡	救 護 中
	10		758	337	323
11		576	174	339	63
12		535	160	340	35
13		535	161	311	63
14		583	201	332	50
15		550	192	310	48

平成8年度から日本野鳥の会やんばる支部、平成9年度から沖縄県動物愛護センターを加えて傷病鳥獣救護事業を実施。

4 鳥獣保護員

県では、鳥獣保護事業の実施に関する補助業務(鳥獣保護区の巡回や管理等)に携わってもらうため、各市町村長や野鳥の会等の推薦を受けて鳥獣保護員を配置しており、その状況は表 10-8 のとおりです。

表 10-8 鳥獣保護員の配置状況
(平成16年3月31日現在)

地域別	員数(人)	期間
北 部 地 域	8	2 力年以内
中 ・ 南部地域	17	〃
宮 古 地 域	8	〃
八 重 山 地 域	7	〃
計	40	

5 鳥獣の捕獲及び飼養等の規制

鳥獣は、本来自然のままに保護されるのが理想であり、国内で生息する野生鳥獣の捕獲は、原則として禁止されています。鳥獣を飼養するときには、許可を受けて捕獲し、知事の発行する飼養許可証の交付を受ける必要があります。愛がん飼養を目的とする鳥の捕獲許可は、メジロ、ホオジロの2種のうち、一世帯どちらか一羽に限定されています。県内における野生鳥獣飼養許可状況は表 10-9 のとおりです。

表 10-9 野生鳥獣飼養許可状況

(平成16年3月31日現在)

種別 年度別	メジロ	ウグイス	合計
10	33	0	33
11	42	1	43
12	39	1	40
13	28	1	29
14	18	1	19
15	23	1	24

6 国内希少野生動植物種の保護

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により、表 10-10 のとおり国内希少野生動植物種として 57 種が指定されており、学術研究等の目的で環境大臣の許可を受けた場合を除き、原則として、その捕獲、譲渡等が禁止されています。

また、国内希少野生動物種を保護するための制度として、生息地等保護区の指定があり、本県では平成10年6月15日に久米島で「宇江城岳キクサトサワヘビ生息地保護区」が指定されています。

表10 - 10 国内希少野生動植物種(62種)

動物

(平成16年3月31日現在)

No	種名または亜種名	動物類	科名	主な生息地
1	アホドリ	鳥類	アホドリ科	東京都(鳥島)、尖閣列島の南島
2	チヌワカラス	"	ツ科	北海道東部、アラスカの南部沿岸からアリューシャン列島
3	コウノトリ	"	コウノトリ科	日本、中国、朝鮮半島、沿岸州
4	トビ	"	トビ科	日本、中国
5	シショウカガク	"	カクガモ科	伊豆沼(宮城県)に希に飛来、アリューシャン列島で繁殖
6	オオカ	"	ウツタカ科	本州の山岳北部の森林で繁殖
7	イソワ	"	"	日本、朝鮮半島
8	タイドワノスリ	"	"	南大東島、北大東島
9	オカサワノスリ	"	"	小笠原諸島(父島、母島)
10	オシロシ	"	"	北海道東部、北部、ユーラシア大陸北部
11	オオシ	"	"	冬鳥として本州北部以北に渡来
12	カクムシ	"	"	石垣島、西表島
13	クマカ	"	"	北海道から九州までの山岳
14	シマハノサ	"	ハヤブサ科	硫黄列島の北硫黄島
15	ハヤブサ	"	"	北日本、日本海沿岸の島で繁殖
16	ライオン	"	キツ科	本州中部の山岳地帯
17	クワシ	"	ツル科	北海道、沿岸州
18	ヤツハルグイ	"	グイ科	沖縄島北部(国頭村、大宜味村、東村)
19	アマミヤマシ	"	シキ科	奄美大島、徳之島、沖縄島北部、渡嘉敷島
20	カムナアオシ	"	"	北海道に希に渡来、シベリア、カムチャツカ地方
21	エビ	"	ウミスズメ科	北海道東部、カリフォルニア沿岸からアラスカ湾・オホーツク海
22	ウシカ	"	"	北海道(天売島で繁殖、冬季は本州北部沿岸)
23	キツハト	"	ハト科	石垣島、西表島、鳩間島、竹富島、小浜島、与那国島
24	アカシラカスハト	"	"	小笠原諸島、硫黄列島
25	オシロシカスハト	"	"	石垣島、西表島、与那国島
26	リシ	"	フクロ科	北海道北部
27	シマウ	"	"	北海道、南十島、サカレン
28	オーストリア	"	キツツキ科	奄美大島
29	ミシ	"	"	大雪山(北海道)
30	フク	"	"	沖縄島北部(国頭村、大宜味村、東村)
31	ヤイロ	"	ヤイロチョウ科	高知県、長崎県(雲仙、対馬)、宮城県、長野県
32	アガ	"	ヒタキ科	鹿児島県(種子島、屋久島、奄美大島、徳之島)、沖縄諸島
33	ホソ	"	"	沖縄島、慶良間諸島
34	ウス	"	"	石垣島、西表島、与那国島
35	オオ	"	"	奄美大島
36	オセ	"	"	青森県、秋田県
37	ハシ	"	ミツスイ科	小笠原諸島(母島、向島)
38	オカ	"	アトリ科	小笠原諸島、硫黄列島
39	ル	"	カラス科	奄美大島
40	ツツ	ほ乳類	ネコ科	長崎県(対馬)
41	イ	"	"	西表島
42	キ	爬虫類	ヘビ科	久米島
43	ア	両生類	サンショウウオ科	京都府
44	ミ	魚類	コイ科	栃木県(大田原市)、千葉県
45	ス	"	"	岡山県
46	イ	"	"	大阪府(淀川)、愛知県(木曾川)
47	ハ	昆虫類	トンボ科	東海地方、近畿地方、中国地方、九州地方
48	フ	"	ゲンゴロウ科	福井県山頂部
49	ヤ	"	ゴカネムシ科	沖縄島北部(国頭村、大宜味村、東村)
50	コ	"	シジミチョウ科	熊本県(市房山)、奈良県
51	イ	"	セミ科	石垣島

は県内に生息

No	種名または亜種名	生物類	科名	主な生育地
1	アマテ	植物	オシダ科	奄美大島
2	キタ	"	キンポウゲ科	山梨県(中巨摩郡)
3	ヤトリ	"	ツツジ科	奄美大島
4	ハナ	"	ハナシソ科	熊本県(阿蘇郡)、宮崎県
5	チヨ	"	ラン科	秋田県
6	レノ	"	ラン科	北海道(礼文島)
7	アツ	"	ラン科	本州中部以北
8	ホテ	"	ラン科	本州中部
9	コメ	"	ラン科	奄美大島
10	オキ	"	ラン科	沖縄島北部
11	クニ	"	ラン科	沖縄島北部

は県内に生息

7 鳥獣保護思想の普及啓発

(1) 愛鳥週間

県では、自然環境の豊かさの象徴である野鳥について県民の関心を高めるため、毎年5月10日から16日までの愛鳥週間において、探鳥会等各種行事を催し、野鳥保護思想の普及啓発に努めている。

表 10-11 平成 15 年度愛鳥週間の行事

月 日	行 事
5月10日～16日	野鳥パネル展(県民ホール) 鳥獣保護区等パトロール(26箇所)
5月10日	野鳥観察会(金武町億首川)
5月13日	野鳥講演会(具志川市立具志川小学校)
5月15日	メジロ密猟防止街頭広報(名護警察署管内)

(2) サシバ保護月間

サシバは、ワシタカ科に属する小型の猛きん類で、本州・四国・九州で繁殖し、越冬のため、毎年寒露の頃になると大群を形成し、一斉に南下します。最終越冬地である東南アジア方面への渡りの途中、休息のため宮古諸島、特に伊良部島・下地島を中心に飛来します。

サシバの渡りは、秋の訪れを告げる風物詩として、私たちの生活・文化と深く関わってきました。県ではサシバの飛来する10月を「サシバ保護月間」と定め、飛来数調査等を実施し、サシバ等渡り鳥の保護思想の普及啓発に努めています。

表 10-12 平成 15 年度サシバ保護月間の行事等

月 日	行 事
10月9日～22日	飛来数調査(伊良部町役場屋上、平良市久貝夕陽が丘)
10月9日	密猟防止合同パトロール
10月10日	サシバ保護集会・サシバ保護広報パレード(伊良部中学校)
10月12日	サシバ観察会

8 狩猟

狩猟を行うには、狩猟免許を所持するなど、一定の資格が必要です。この制度の目的は、狩猟を適正化することによって、鳥獣の保護と人身等の危険等を防止することであり、狩猟のできる鳥獣の種類、期間、場所及び狩猟方法等いろいろな規制があります。

(1) 狩猟免許等

狩猟者の資質向上を図る必要から、毎年狩猟免許試験と講習会を実施しています。狩猟に関する適正、技能及び知能を有することが、狩猟免許の要件です。

(2) 狩猟免許と狩猟者登録

狩猟免許の種別は、甲、乙、丙の3種類があり、狩猟免許試験に合格した者でなければ、狩猟免許を取得することができません。また、実際に狩猟するためには、狩猟免許取得後、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事の狩猟者登録を受けて行うことになります。

狩猟免許交付及び狩猟者登録状況は、表 10-13 のとおりです。また、当該年度に交付した狩猟免許交付件数の内訳は表 10-14 のとおりです。

(平成16年3月31日現在)

種別 年度別	狩猟免許取得状況(件)				狩猟者登録状況(件)			
	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計
10	157	371	43	571	91	268	10	369
11	164	378	44	586	94	249	8	351
12	165	360	36	561	96	264	11	371
13	181	360	30	571	97	250	15	362
14	190	349	19	558	105	249	15	369
15	207	368	18	593	110	235	19	364

表 10-13 狩猟免許取得状況(延べ)及び狩猟者登録状況

(平成16年3月31日現在)

種別 年度別	新規(狩猟免許試験)				更新(狩猟者講習)				計
	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	
10	11	16	3	30	42	76	13	131	161
11	14	15	1	30	38	70	12	120	150
12	12	14	2	28	47	170	5	222	250
13	23	6	2	31	50	83	4	137	168
14	26	11	0	37	38	67	4	109	146
15	17	10	0	27	51	168	1	220	247

表 10-14 狩猟免許交付件数の内訳

(2) 有害鳥獣駆除事業

県等は、有害鳥獣の効果的な駆除を図るため、委託による駆除事業を行っています。

本県における有害鳥獣の主なものは、イノシシ、カラス、タイワンシロガシラ、ドバトです。委託事業による駆除実績は表 10-15 のとおりです。

表 10-15 委託(猟友会)による有害鳥獣駆除実

(平成16年3月31日現在)

年度	獣類(頭)			鳥類(羽)				計	
	イノシシ	その他	小計	カラス	ヒヨドリ	タイワンシロガシラ	その他		
平成5年度	609	0	609	812	704	0	1,640	3,156	3,765
6	347	0	347	1,513	0	965	1,215	3,693	4,040
7	502	0	502	1,822	0	1,546	1,378	4,746	5,248
8	345	5	350	968	196	1,960	1,178	4,302	4,652
9	422	0	422	1,695	131	2,923	520	5,269	5,691
10	138	0	138	544	0	2,924	767	4,235	4,373
11	81	0	81	523	0	3,060	1,016	4,599	4,680
12	38	0	38	446	0	1,686	419	2,551	2,589
13	121	15	136	1,103	0	1,390	550	3,043	3,179
14	186	0	186	1,660	5	2,266	809	4,740	4,926
15	152	0	152	2,131	2	3,091	647	5,871	6,023

第4節 自然公園

自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があります。国立公園とは、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定するものであり、国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地で、都道府県の申し出を受けて環境大臣が指定するものです。

また、都道府県立自然公園は、都道府県の優れた自然の風景地で、知事が指定するものです。

1 本県の自然公園

本県には、西表国立公園、沖縄海岸国定公園、沖縄戦跡国定公園、久米島県立自然公園、伊良部県立自然公園、渡名喜県立自然公園があります

(1) 西表国立公園

西表国立公園の区域は、西表島の中央部の原生林地帯（島の約 35 %）と石垣島と西表島との海上に浮かぶ竹富島、小浜島、嘉弥真島、黒島、新城島などを含む海域を合わせた 44,860 ヘクタール（陸域 13,547 ヘクタール、海域 31,313 ヘクタール）です。西表島山地部のイタジイ、タブ、オキナワウラジロガシ等で代表される亜熱帯照葉樹林と主要河川の塩沼地のマングローブ林は、我が国でも最も広く、しかも原始性にすぐれています。

また、海域は、石西礁湖とも呼ばれ、我が国最大のサンゴ礁が広がっています。昭和 52 年 7 月 1 日、海中公園地区として、竹富島タキドゥングチ、竹富島シモビシ、黒島キャングチ、新城島マイビシの 4 箇所が指定されています。

(2) 沖縄海岸国定公園

沖縄海岸国定公園は、沖縄島読谷村残波岬から名護市世富慶までの海岸沿いと嵐山及び屋我地島を含めた羽地内海から辺戸岬までの海岸一帯と学術的に貴重な動植物のみられる与那覇岳、名護岳を含めた区域と昭和 53 年 12 月 9 日、区域拡張指定された慶良間諸島を含む周辺海域を合わせた 36,372 ヘクタール（陸域 10,320 ヘクタール、海域 26,052 ヘクタール）です。沖縄特有の隆起石灰岩の海蝕崖とサンゴ礁の変化に富んだ海岸線は、常に水平線を望みながらのロードパークとも言えるものです。山岳地帯の与那覇岳一帯は、典型的な亜熱帯常緑広葉樹林を形成しており、ノグチゲラなど貴重な動物の生息地でもあります。さらに、慶良間諸島は、大小十数の有人、無人島からなるもので慶伊瀬島（チービシ）を除くほぼ全域が国定公園に指定されています。渡嘉敷島、座間味島を主島とするこの地域の内海的風景と海中景観の素晴らしさは他の追随を許さないもので、渡嘉敷海中公園地区と座間味海中公園地区も指定されています。また、天然記念物のケラマジカの生息地としても知られていません。

(3) 沖縄戦跡国定公園

沖縄戦跡国定公園の区域は、糸満市摩文仁を中心に東風平町の一部、具志頭村の一部及びこれらの地先海域を含めた 5,059 ヘクタール（陸域 3,127 ヘクタール、海域 1.9332 ヘクタール）です。公園指定の趣旨は、第二次大戦における日米両国の激戦地として知られている本島南部の戦跡を保護することにより、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20 万余りの戦没者の霊を慰めるとともに、延長 11 キロメートルにおよぶ雄大な海蝕崖景観の保護を目的に設けられた公園で、戦跡としての性格を有する国定公園としては我が国唯一のものです。

(4) 久米島県立自然公園

久米島県立自然公園は、本県初の県立自然公園として久米島のほぼ全域とその周辺海域を含む11,577ヘクタール(陸域5,941ヘクタール、海域5,636ヘクタール)を昭和58年5月30日に指定したものです。久米島は島の随所に優れた景勝地を擁するとともに歴史的、文化的遺産や風土的景観にも恵まれ、島全体が自然度を高く保有し自然公園的な環境を備え持つ特徴的な島です。その自然的、社会的諸条件は多島県である本県を代表するに足る島嶼の一つであるということから県立自然公園に指定されています。

(5) 伊良部県立自然公園

伊良部県立自然公園は、伊良部島と下地島のほぼ全域とその周辺海域を含む5,739ヘクタール(陸域3,415ヘクタール、海域2,324ヘクタール)を平成7年9月1日に指定したものです。

両島は、隆起サンゴ礁の特徴的な地形である海蝕崖や岩礫で構成され、その規模は本県においても有数のものです。特に下地島には、県天然記念物に指定された「通り池」に代表されるような鍾乳洞が崩壊してできた大小の池が散在し、テリハクサトベラやアダンなどの隆起サンゴ礁植生が発達する優れた風景地となっています。また、伊良部島と下地島の間の入江は、多くの小湾からなり本県では類のない地形景観を示し、河口域以外でマングローブが生育する千潟としても特異な自然環境を形成しています。

(6) 渡名喜県立自然公園

渡名喜県立自然公園は、渡名喜島のほぼ全域とその周辺海域を含む1,602ヘクタール(陸域342ヘクタール、海域1,260ヘクタール)を平成9年8月1日に指定したものです。

渡名喜島は、古生代二畳期(約2億5千万年前)の千枚岩や石灰岩、その他の地層が分布しており、いたる所で奇岩が露出するダイナミックで独特な景観を有しています。特に島の東側の長さ200m、高さ80mにおよぶ屏風のようにそそり立つ岩壁と高さ179mの岩山(大岳)は、県内では類のない規模です。また、台風を避けるために道路より低く掘り下げられた屋敷や、集落から丘陵へかけてのツブキ、カワラナデシコ、テリハノイバラ、キバナノユメユリ等の植生など、優れた風景地となっています。琉球王朝時代の地割制度の農地が一部保存されていることも、重要な歴史的遺産となっています。

2 本県の公園別面積

表 10-16 本県の自然公園面積

(単位：ヘクタール)

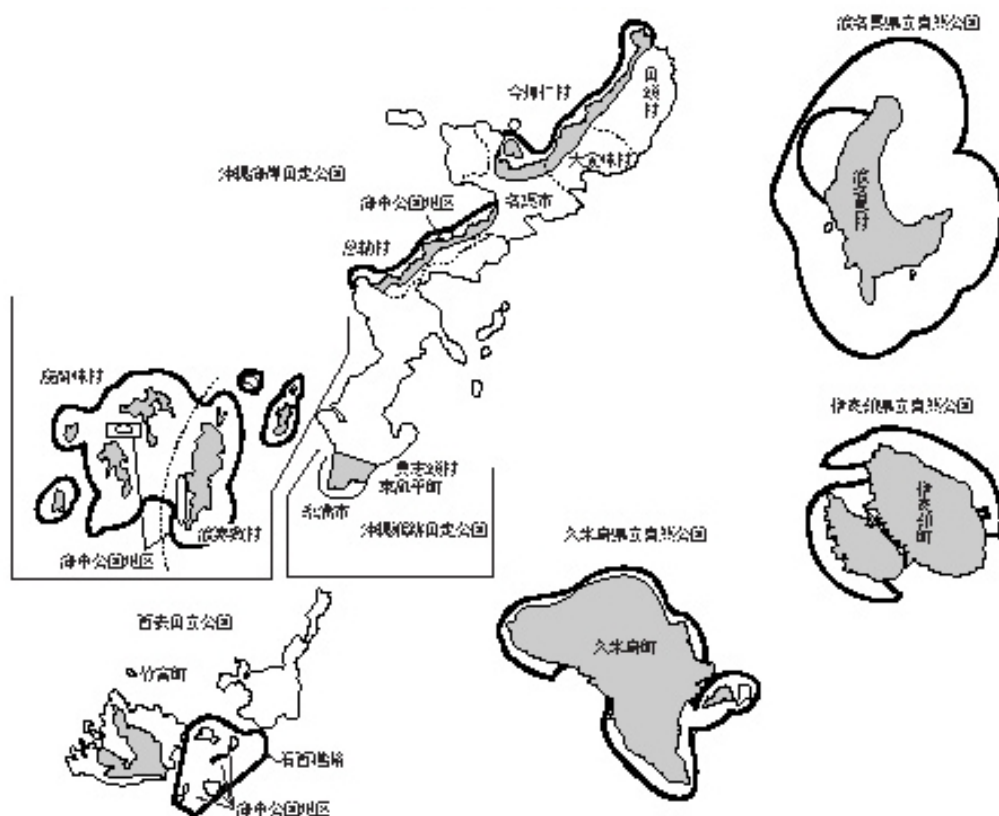
自然公園名	陸地面積						海地面積			合計	
	護区	第1種域	第2種域	第3種域	普通地域	計	園地	普通地域	計		
西表国立公園	1,786		9,092			2,669	13,547	214	31,099	31,313	44,860
沖縄海岸国立公園	769	267	3,532	2,931	2,821	10,320	493	25,559	26,052	36,372	
沖縄戦跡国立公園	29	84	144	293	2,577	3,127		1,932	1,932	5,059	
久米島県立自然公園		422	1,257	1,906	2,356	5,941		5,636	5,636	11,577	
伊良部県立自然公園		81	90	391	2,853	3,415		2,324	2,324	5,739	
渡名喜県立自然公園		77	6	168	91	342		1,260	1,260	1,602	
6公園計	2,584	931	14,121	5,689	13,367	36,692	707	67,810	68,517	105,209	

表 10-17 市町村別自然公園面積

(単位：ヘクタール)

自然公園名	陸地面積						海地面積			合計
	護区	第1種域	第2種域	第3種域	普通地域	計	園地	普通地域	計	
西表国立公園	1,786	0	9,092	0	2,669	13,547	214	31,099	31,313	44,860
竹富町	1,786		9,092		2,669	13,547	214	31,099	31,313	44,860
沖縄海岸国立公園	769	267	3,532	2,931	2,821	10,320	493	25,559	26,052	36,372
国頭村	467	54	750	537	476	2,284			0	2,284
大宜味村	2		185	17	144	348			0	348
今帰仁村			215		491	706			0	706
名護市			772	16	1,040	1,828	70		70	1,898
恩納村		29	1,084	43	401	1,557	70		70	1,627
読谷村			20		70	90			0	90
渡嘉敷村	76	143	56	1,482	97	1,854	120		120	1,974
座間味村	224	41	450	836	102	1,653	233		233	1,886
沖縄戦跡国立公園	29	84	144	293	2,577	3,127	0	1,932	1,932	5,059
糸満市	29	66	72	293	2,126	2,586			0	2,586
具志頭村		18	48		347	413			0	413
東風平町			24		104	128			0	128
久米島県立自然公園	0	422	1,257	1,906	2,356	5,941	0	5,636	5,636	11,577
久米島町		422	1,257	1,906	2,356	5,941		5,636	5,636	11,577
伊良部県立自然公園		81	90	391	2,853	3,415	0	2,324	2,324	5,739
伊良部町		81	90	391	2,853	3,415		2,324	2,324	5,739
渡名喜県立自然公園		77	6	168	91	342	0	1,260	1,260	1,602
渡名喜村		77	6	168	91	342		1,260	1,260	1,602
6公園計	2,584	931	14,121	5,689	13,367	36,692	707	67,810	68,517	105,209

図 10 - 3 自然公園区域



3 自然公園の保護管理

自然公園の適正な管理運営を行うため、各公園に公園計画を定めています。公園計画は、公園の保護のための規制及び保護のための施設に関する計画（保護計画）と利用のための規制及び利用のための施設に関する計画（利用計画）に区分され、それぞれの公園の特性に応じて決定されています。

（1）保護計画

ア 保護のための規制に関する計画

自然公園はいわゆる地域制公園であり、土地所有者の如何に関係なく一定の地域を画して指定しています。保護のための規制に強弱の差をつけ、私有財産の保護や各種開発行為との調整を図ることを目的としています。そのため区域を普通地域と特別地域に区分し、特別地域を更に特別保護地区、第1種、第2種、第3種特別地域に細分化して規制基準を明確にしています。また、自然公園に含まれる海域は普通地域に位置づけられますが、海中景観が特にすぐれ学術的にも貴重な海域については海中公園地区に指定し、その保護を図るため各種の開発行為等を規制しています。海中公園地区は、海域における特別保護地区というべきものです。

イ 保護のための施設に関する計画

保護のための施設計画とは、景観または景観要素の保護及び利用上の安全を確保するために必要な個々の施設配置と整備方針を定めるものです。具体的には植生復元施設、動物繁殖施設、砂防、防火施設等が位置づけられていますが、本県の自然公園では指定されていません。

(2) 利用計画

ア 利用するための規制に関する計画

利用のための規制計画とは、対象地区の利用現状と当該地区の適正な利用のあり方を踏まえ、利用の時期、方法等につき特別に調整し、制限または、禁止する必要がある事項について定めるものです。

イ 利用のための施設に関する計画

利用のための施設計画とは、自然公園の積極的な利用の増進を図る目的から適正な施設の配置と整備方針を定めたものです。また、公園利用の中心的施設として一定の広がりを持つ区域を設定し、これらの利用施設を総合的に整備する集団施設地区の指定があります。

ウ 施設の整備経過

自然公園等の施設整備として昭和 48 年度より自然公園利用施設と野生生物保護管理施設の整備を進めています。

自然公園利用施設は自然公園を広く国民の利用に供し、国民の保健・休養及び教化に資するために公園計画に基づき、ビジターセンター、園地、休憩所、公衆トイレ、探勝歩道、車道、駐車場、標識等を整備するものです。

野生生物保護管理施設は希少生物や固有の生態系の調査研究、保護増殖、普及啓発等の事業を総合的に推進するための拠点として野生生物保護センターを整備するものです。

平成 15 年度までの投資額は約 38 億円で、施設整備事業の推移は図 10-4、整備状況は表 10-18 のとおりです。

図 10-4 施設整備事業の推移

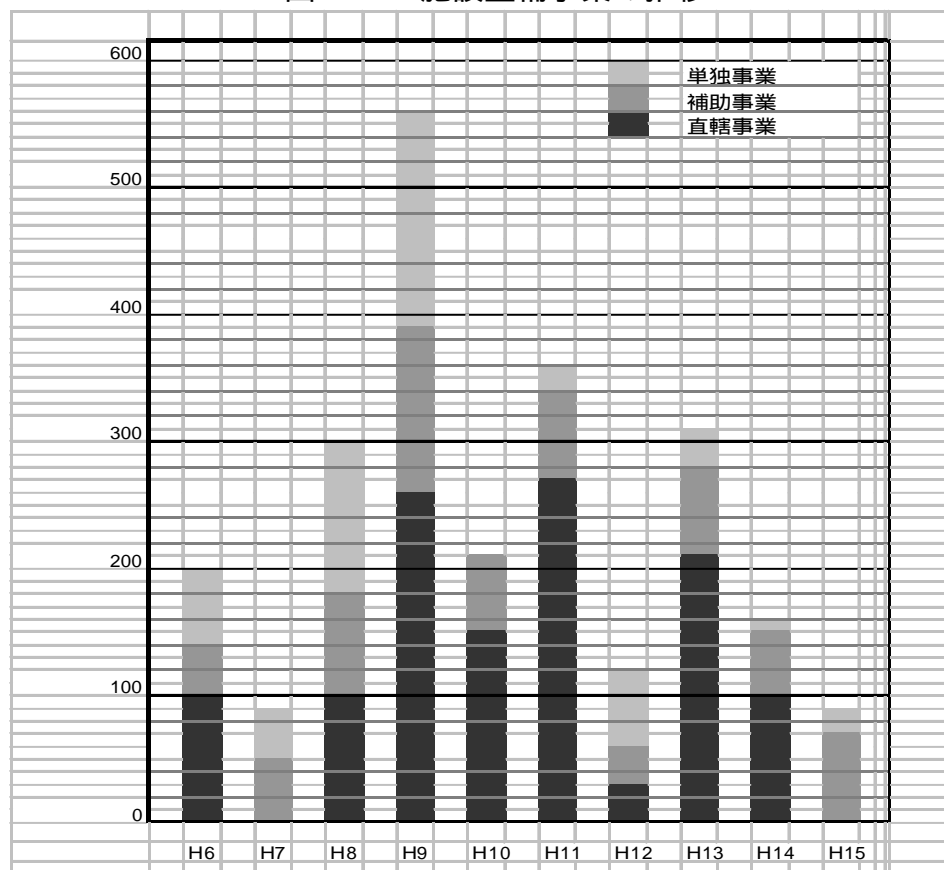


表 10-18 自然公園施設等状況

															平成16年4月1日				時点	
公園名	市町村名	園地名等	整備年度	サイト造園		休憩所		公衆トイレ				駐車場	歩道	車道	シャワ-室		備考			
				㎡	箇所	㎡	箇所	水洗		汲取					㎡	m		m	箇所	㎡
								㎡	箇所	㎡	箇所									
西表	竹富町																			
国立公園		コンドイ園地	S51.63.H1	1,736	1	40	1	15			100					1	30			
		黒島棧橋園地	S52.H2	2,030	1	30	1	18								1	12			
		小浜棧橋園地	S52	1,300	1	30			1	20										
		浦内川自然研究路	S53									3,000								
		大岳園地	S54.H13	890	1	20	1	20			30	1,000								
		南風見田園地	S55.H7	477	1	40														
		西表縦走線歩道	S56.61.H4.8.9		1	40			1	10										
		黒島園地	S52.60.H2.H11	830	1	20	1	13				590			1	18				
		小浜園地	S62		1	20	1	20				151								
		竹富島園地	S63.H4.6					1	42											
		小計		7,263	8	240	6	128	2	30	130	4,741	0	3	60					
	公園計			7,263	8	240	6	128	2	30	130	4,741	0	3	60					
沖縄海岸	座間味村	高月山園地	S54.H10	4,740	1	30	1	30			101	620								
国定公園		古座間味園地	S57	1,000	1	20			1	10										
		チシ園地	S62	320	1	20			1	10										
		神の浜園地	H2	500	1	20			1	10		84								
		越原園地	H3	300	1	20			1	17	100	130								
		小計		6,860	5	110	1	30	4	47	201	834	0	0	0					
	渡嘉敷村	照山園地	S55.H14	1,500	1	8			1	10		922								
		阿波連園地	H15		3	67						70								
		小計		1,500	4	75			1	10		992								
	恩納村	真栄田岬園地	S48.61.H7		1	27	1	20							1	20				
	国頭村	辺戸岬園地	S56.H6	1,360	1	30					2,168	364								
		茅打パンタ園地	S60.H12	1,000	1	20	1	36			1,500	147								
		小計		2,360	2	50	1	36	0	0	3,668	511	0	0	0					
	今帰仁村	運天森園地	S58		1	20						106								
		運天港園地	S59		1	20						312								
		小計		0	2	40	0	0	0	0	0	418	0	0	0					
	大宜味村	塩屋園地	S59		1	20						77								
	公園計			10,720	15	322	3	86	5	57	3,869	2,832	0	1	20					
沖縄戦跡	具志頭村	具志頭園地	S56.63.H1.8.9.13		3	65	2	38			360	953	310							
国定公園	糸満市	喜屋武岬園地	H4		1	20	1	15			300									
		大度園地	H5	915	1	30	1	16			574	141	55							
		小計		915	2	50	2	31	0	0	874	141	55	0	0					
	公園計			915	5	115	4	69	0	0	1,234	1,094	365	0	0					
久米島県立	久米島町	だるま山園地	S60.H1	10,617	3	95	1	23			1,360	551	1,342							
自然公園		五枝の松園地	H8.9	7,900	1	32	1	30			780	230	120							
		宇江城 - 仲村渠線歩道	H15	750	1	16	1	24			942	570								
		登武那覇園地	S59.H4	11,637	3	110	2	34			1,747	811	1,280	1	20					
	公園計			30,904	8	253	5	111	0	0	4,829	2,162	2,742	1	20					
伊良部県	伊良部町	ガハオキ園地	H8.9	9,856	2	75	1	18			536	0	302							
自然公園		国仲休憩所	H12.13		1	13						316								
	公園計			9,856	3	88	1	18	0	0	536	316	302	0	0					
渡名喜県	渡名喜村	渡名喜島園地	H12	516	1	24					254	96								
自然公園	公園計			516	1	24	0	0	0	0	254	96	0	0	0					
合計				60,174	40	1,042	19	412	7	87	10,852	11,241	3,409	5	100					

注：他に環境省直轄事業として整備した竹富島ビジターセンター、黒島ビジターセンター、西表野生生物保護センター、やんばる野生生物保護センターがある。

(3) 許認可業務

自然公園内の特別地域における開発行為については、開発予定地の市町村長の意見の副申を受けて現地調査を行い、開発との調整を図っています。また、普通地域での大規模な行為は、特別地域同様当該市町村を經由して事前に届出ることになっています。なお、通常の管理行為や普通地域における小規模な行為は、自然公園法の規制を受けません。許認可及び届出状況は表 10 - 19 のとおりです。

(4) 美化清掃活動

自然公園利用者の快適な利用を促進するため、毎年8月の第一日曜日に自然公園における全国一斉美化運動が設定され、本県でも関係市町村が中心となって特に海浜の清掃を実施しています。

(5) 利用状況

本県への観光入域者の増加に伴い、自然公園内への利用者数も年々増加傾向にあります。

そのため、園地等の利用施設を整備することにより適正な公園利用の推進を図っています。自然公園利用状況は表 10 - 20 のとおりです。

(6) 自然公園監視員の設置

自然公園の風景地を保護し、その利用の適正化を図るため、沖縄県自然公園監視員設置要綱を定め、同要綱に基づき自然公園監視員を委嘱しています。監視員は、動植物の保護、自然環境の美化清掃及び事故の予防について監視指導を行い、あわせて適正な情報を収集するとともに利用秩序の維持に寄与しています。自然公園監視員の委嘱状況は表 10 - 21 のとおりです。

表 10-19 自然公園区域における許認可などの状況（年度別件数）

公園名	年度										
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
西表国立公園	9	6	1	5	5	0	-	-	-	-	
沖縄海岸国定公園	22	45	43	62	54	41	48	25	40	43	
沖縄戦跡国定公園	8	14	13	9	23	11	13	18	12	9	
久米島県立自然公園	3	3	2	7	7	3	6	4	7	10	
伊良部県立自然公園		0	2	0	0	3	6	0	3	2	
渡名喜県立自然公園				0	1	0		0	2	0	
計	42	68	61	83	90	58	73	47	64	64	

表 10-20 自然公園利用状況

年次 公園名	9	10	11	12	13	14	15
西表国立公園	467,000	502,000	545,000	648,000	606,000	727,000	910,000
沖縄海岸国定公園	6,216,000	6,124,000	6,770,000	6,740,000	6,670,000	6,992,000	7,192,000
沖縄戦跡国定公園	5,446,000	5,654,000	6,000,000	5,970,000	5,900,000	6,222,000	6,422,000
久米島県立自然公園	264,000	279,000	267,000	264,000	261,000	261,000	300,000
伊良部県立自然公園	86,000	82,000	82,000	82,000	68,000	74,000	90,000
渡名喜県立自然公園	8,000	8,000	8,000	10,000	2,000	6,000	6,000
計	12,487,000	12,649,000	13,672,000	13,714,000	13,507,000	14,282,000	14,920,000

表 10-21 自然公園監視員の委託状況

年度 公園名	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
西表国立公園	9	6	1	5	5	0	-	-	-	-
沖縄海岸国定公園	22	45	43	62	54	41	48	25	40	43
沖縄戦跡国定公園	8	14	13	9	23	11	13	18	12	9
久米島県立自然公園	3	3	2	7	7	3	6	4	7	10
伊良部県立自然公園		0	2	0	0	3	6	0	3	2
渡名喜県立自然公園				0	1	0		0	2	0
計	42	68	61	83	90	58	73	47	64	64

第5節 温泉

温泉法に基づいて、温泉をゆう出させる目的で土地を掘さく、増掘する場合及び温泉の利用に係る許可を行っています。

表 10 - 22 温泉利用状況

平成 16 年 3 月末日現在

管轄保健所名	市町村名	温泉地名	源泉総数 (A+B)	利用源泉数 (A)		未利用源泉数 (B)		温度別源泉数				湧出量 L/分		宿泊施設数	収容定員 (人)	年度延宿泊利用人員 (人)	温泉利用の公衆浴場施設	国民保養温泉地年度延宿泊利用人員	主たる泉質名
				自噴	動力	自噴	動力	25未満	25以上42未満	42以上	水蒸気及びガス	自噴	動力						
中部保健所	恩納村	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	150	1	1,138	285,479	1	-	含硫黄ナトリウム塩化物炭酸水素塩泉
	具志川市	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	90	-	-	-	-	-	ナトリウム炭酸水素塩泉
	宜野湾市	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	740	-	-	-	-	1	-	ナトリウム塩化物泉
中央保健所	那覇市	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	110	-	1	1,100	285,170	1	-	ナトリウム塩化物泉
	那覇市	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	70	1	220	56,000	1	-	ナトリウム塩化物泉
八重山保健所	竹富町	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	73	-	72	17,544	1	-	加硫酸・ナトリウム硫酸塩泉
宮古保健所	平良市	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	200	-	-	-	-	-	ナトリウム塩化物温泉
合計			7	2	4	-	1	1	6	-	-	850	583	3	2,530	644,193	5	-	

注) 恩納村の温泉は沖縄海岸国定公園内に位置する。

第6節 サンゴ礁保全対策

(1) 海中公園地区におけるサンゴ礁保全対策

県内の国立、国定公園では、海域 69,304 ヘクタールが公園区域に含まれ、その海域のうち7地区 707 ヘクタールが海中公園地区に指定されている。海中公園地区は、西表国立公園内において竹富タキドゥングチ、竹富シモビシ、黒島キャングチ、新城島マイビシの4箇所、また、沖縄海岸国定公園内においては沖縄海岸、渡嘉敷、座間味の3箇所が指定されており、これらの地区では美しいサンゴ等の海中景観が広がっている。

当該海域において、海中景観の構成要因である造礁サンゴを食害するオニヒトデが昭和45年頃から異常に発生し、サンゴの生息は危機的状況にあった。こうした状況に対処するため、昭和49年度から平成11年度までの25年間環境庁の補助を得て、事業総額3億6326万2千円を投じ、215万7815匹のオニヒトデを駆除した。

平成12年度からは環境省の補助金が廃止となり、従前の規模での駆除事業実施が困難な状況となったことから、国定公園の海中公園地区における海中景観の保護を目的とした沖縄海岸国定公園におけるサンゴ礁モニタリング調査を実施している。

また、平成15年度からは沖縄海岸海中公園地区の良好な海中景観の保全・復元及び創造の方法を検討するため「沖縄海岸海中公園地区景観保全調査」を実施している。

(2) 総合的なサンゴ礁保全対策

平成13年末から沖縄島周辺及び慶良間諸島周辺海域において、オニヒトデの大量発生が起り、同海域のサンゴ礁は危機的な状況に至りました。そこで、沖縄特別振興対策調整費を活用し、オニヒトデの発生状況やサンゴの生息状況などの状況把握を行うとともに、国、県及び市町村関係行政機関、学識経験者、漁業者及びダイビング業者等の関係団体から構成される「オニヒトデ対策会議」を設置し、総合的なサンゴ保全対策に取り組んでいます。

平成14年度は、座間味村、渡嘉敷村、南部（前島、チービシ、読谷）、恩納村、国頭村（国頭、東村）の5地区において実施し、約7万匹駆除しました(表10-24)。平成15年度は、同5地区で約4万匹の駆除を行うとともに、慶良間諸島海域において、優先的に保全を図る「最重要保全区域」を5カ所定めて集中的な保全対策を実施しました。また、宮古及び八重山地区において、オニヒトデの分布調査を実施したところ、大量発生の初期段階であることが確認されました。今後、同地区においても保全対策を実施していく必要があります。

表 10-23 オニヒトデの駆除実績

(単位 匹、千円)

年度	公園名	駆除箇所	駆除数	事業費	左の財源内訳		
					国庫支出金	県	市町村
7	西表国立公園	石西礁湖	1,157	6,700	3,350	1,675	1,675
	沖縄海岸国定公園	恩納	26,000	3,000	1,500	750	750
	"	渡嘉敷	411	2,400	1,200	600	600
	"	座間味	1,468	1,900	950	475	475
8	西表国立公園	石西礁湖	1,007	6,700	3,350	1,675	1,675
	沖縄海岸国定公園	恩納	81,220	3,200	1,600	800	800
	"	渡嘉敷	1,013	2,000	1,000	500	500
	"	座間味	5,397	2,500	1,250	625	625
9	西表国立公園	石西礁湖	3,249	6,700	3,350	1,675	1,675
	沖縄海岸国定公園	恩納	42,530	4,000	2,000	1,000	1,000
	"	渡嘉敷	895	1,660	830	415	415
	"	座間味	1,909	2,040	1,020	510	510
10	沖縄海岸国定公園	恩納	41,100	5,596	2,798	1,399	1,399
	"	渡嘉敷	1,046	2,881	1,441	720	720
	"	座間味	1,005	2,359	1,179	590	590
11	沖縄海岸国定公園	恩納	33,860	5,596	2,798	1,399	1,399
	"	渡嘉敷	938	2,881	1,441	720	720
	"	座間味	3,775	2,359	1,179	590	590
12	沖縄海岸国定公園	恩納	0	0	0	0	0
	"	渡嘉敷	0	0	0	0	0
	"	座間味	0	0	0	0	0
13	沖縄海岸国定公園	渡嘉敷	707	861	0	861	0

表 10-24 沖縄特別振興対策調整費によるオニヒトデの駆除実績

(単位:匹、千円)

年度	地区名	駆除箇所	駆除数	事業費	左の財源内訳		
					国庫支出金	県	市町村
14	国頭	国頭村、東村	15,398	3,720	2,976	744	0
	恩納	恩納村	6,162	3,140	2,512	628	0
	南部	読谷村	255	5,690	4,552	1,138	0
		前島	7,960				
		チービシ	7,600				
	座間味	座間味島	11,126	10,360			0
		阿嘉島	10,728				
渡嘉敷	渡嘉敷島	10,494	6,270	5,016	1,254	0	
15	国頭	国頭村、東村	10,769	30,065	24,052	6,013	0
	恩納	恩納村	6,101				
	南部	前島、チービシ	8,256				
	座間味	座間味、阿嘉島	9,437				
	渡嘉敷	渡嘉敷島	4,390				